

2023 年漁業センサス結果の概要(九州・概数値)

— 九州の海面漁業経営体数は5年前に比べ19.3%減少 —

【調査結果の概要】

1 海面漁業

(1) 海面漁業経営体数

九州の海面漁業経営体数は1万5,168経営体で、5年前に比べ3,633経営体(19.3%)減少しました。

(2) 海面漁業就業者数

漁業就業者数は2万9,514人で、5年前に比べ7,458人(20.2%)減少しました。

図1 海面漁業経営体数の推移

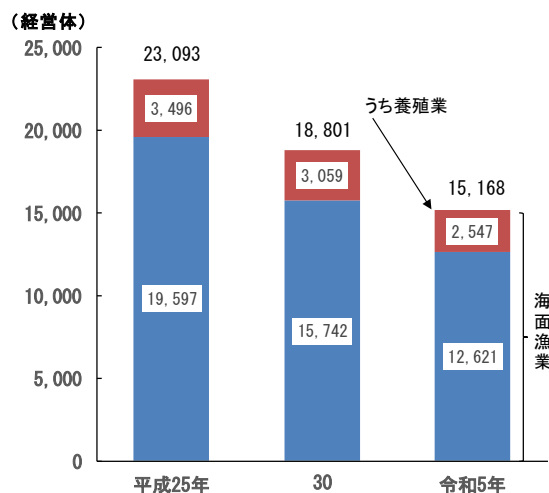
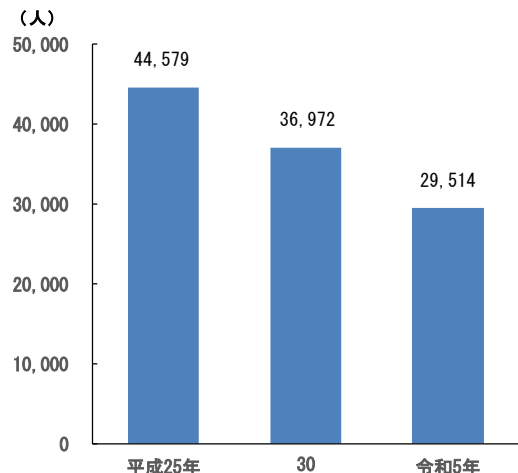


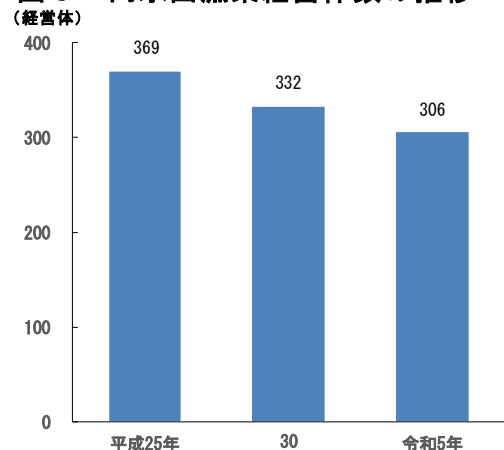
図2 海面漁業就業者数の推移



2 内水面漁業

九州の内水面漁業経営体数は306経営体で、5年前に比べ26経営体(7.8%)減少しました。

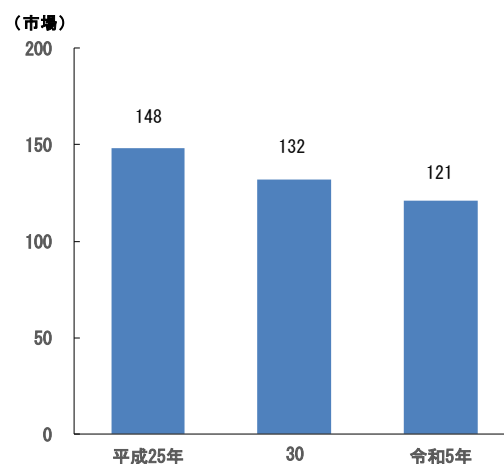
図3 内水面漁業経営体数の推移



3 魚市場

九州の魚市場数は、121 市場で、5年前に比べ11 市場 (8.3%) 減少しました。

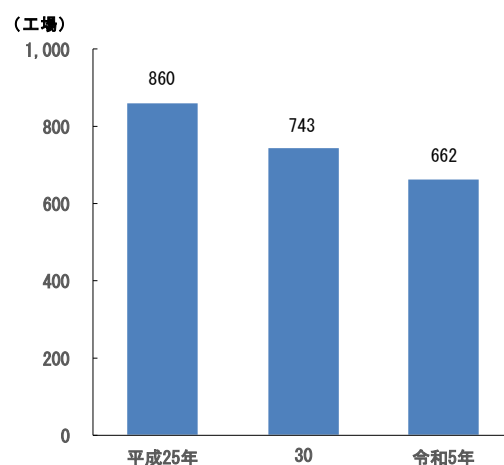
図4 魚市場数の推移



4 冷凍・冷蔵工場

九州の冷凍・冷蔵工場数は、662 工場で、5年前に比べ81 工場 (10.9%) 減少しました。

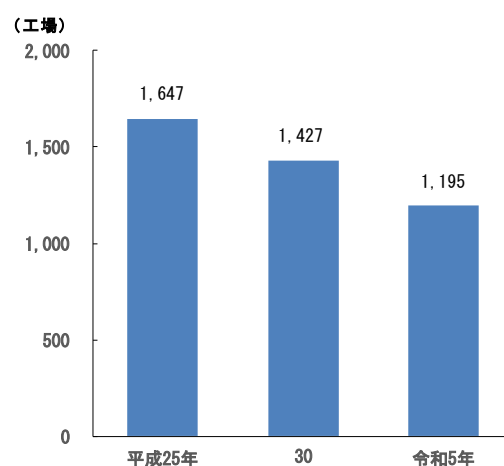
図5 冷凍・冷蔵工場数の推移



5 水産加工場

九州の水産加工場数は1,195 工場で、5年前に比べ 232 工場 (16.3%) 減少しました。

図6 水産加工場数の推移



本統計調査結果は、以下のアドレスからご覧いただけます。
【<http://www.maff.go.jp/kyusyu/toukei/index.html>】

【調査結果】

1 海面漁業

(1) 漁業経営体

海面漁業経営体とは、調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物（漁獲物及び収穫物をいう。以下同じ。）を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯、事業所等をいいます。（ただし、調査期日前1年間に於ける自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除きます。）

ア 九州の海面漁業経営体数は1万5,168経営体で、5年前に比べ3,633経営体（19.3%）減少しました。

経営組織別にみると個人経営体は1万4,166経営体、団体経営体は1,002経営体で、5年前に比べそれぞれ3,613経営体（20.3%）、20経営体（2.0%）減少しました。

表1 経営組織別漁業経営体数

単位：経営体

区 分	計	個人 経営体	小計	団体経営体				
				会社	漁業協 同組合	漁業生 産組合	共同経営	その他
全 国	65,652	61,386	4,266	2,646	154	94	1,339	33
九 州 平 30	18,801	17,779	1,022	810	33	23	150	6
令 5	15,168	14,166	1,002	841	30	21	106	4
対前回増減率(%)	△ 19.3	△ 20.3	△ 2.0	3.8	△ 9.1	△ 8.7	△ 29.3	△ 33.3
福 岡	2,008	1,927	81	39	6	-	36	-
佐 賀	1,317	1,272	45	9	-	-	36	-
長 崎	4,805	4,548	257	224	12	-	18	3
熊 本	2,166	2,068	98	87	4	2	5	-
大 分	1,506	1,399	107	102	-	2	3	-
宮 崎	812	649	163	153	1	6	2	1
鹿 児 島	2,554	2,303	251	227	7	11	6	-

注：表中の「△」は減少したものを示しています（以下同じ。）。

表2 漁業層別漁業経営体数

単位：経営体

区 分	沿岸漁業層			中小漁業層	大規模漁業層
	計	海面養殖層	左記以外の 沿岸漁業層		
全 国	61,444	12,164	49,280	4,153	55
九 州 平 30	17,820	3,059	14,761	970	11
令 5	14,387	2,547	11,840	769	12
対前回増減率(%)	△ 19.3	△ 16.7	△ 19.8	△ 20.7	9.1
福 岡	1,883	529	1,354	125	-
佐 賀	1,304	677	627	13	-
長 崎	4,534	442	4,092	264	7
熊 本	2,085	409	1,676	80	1
大 分	1,449	115	1,334	56	1
宮 崎	669	39	630	143	-
鹿 児 島	2,463	336	2,127	88	3

注1：沿岸漁業層は、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものです。

注2：中小漁業層は、動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものです。

注3：大規模漁業層は、動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものです。

イ 営んだ漁業種類についてみると、その他の釣が 5,736 経営体と最も多く、次いでその他の刺網 3,556 経営体、その他の漁業 3,215 経営体となっており、5 年前に比べそれぞれ 1,319 経営体（18.7%）、863 経営体（19.5%）、475 経営体（12.9%）減少しました。

表 3 営んだ漁業種類別漁業経営体数（複数回答・九州の主要漁業種類）

単位：経営体

区 分	計 (実数)	底びき網	船びき網	まき網	刺網	小型定置網	その他の 網漁業	はえ縄
		小型 底びき網		中・小型 まき網	その他の 刺網			その他の はえ縄
全 国	65,652	7,478	2,580	314	15,590	3,305	3,849	3,146
九 州 平. 30	18,801	1,395	894	156	4,419	716	1,046	1,306
令. 5	15,168	1,020	653	142	3,556	582	1,018	1,112
対前回増減率 (%)	△ 19.3	△ 26.9	△ 27.0	△ 9.0	△ 19.5	△ 18.7	△ 2.7	△ 14.9
福岡	2,008	170	128	7	565	59	74	104
佐賀	1,317	104	23	-	403	24	111	60
長崎	4,805	347	161	57	942	232	223	557
熊本	2,166	76	64	11	432	66	270	144
大分	1,506	220	101	18	350	55	76	72
宮崎	812	35	31	26	267	49	2	95
鹿児島	2,554	68	145	23	597	97	262	80

区 分	釣				潜水器漁業	採貝・採藻	その他の 漁業	海面養殖
	沿岸かつお 一本釣	沿岸いか釣	ひき縄釣	その他の釣				魚類養殖
全 国	502	4,857	5,971	18,569	1,699	21,674	20,415	593
九 州 平. 30	30	2,351	2,083	7,055	373	3,862	3,690	385
令. 5	87	1,964	2,207	5,736	325	2,927	3,215	350
対前回増減率 (%)	190.0	△ 16.5	6.0	△ 18.7	△ 12.9	△ 24.2	△ 12.9	△ 9.1
福岡	-	200	354	446	57	466	525	-
佐賀	-	146	52	175	6	194	191	4
長崎	24	1,195	1,066	2,188	20	1,066	1,042	67
熊本	14	92	182	751	14	456	528	24
大分	-	97	53	602	132	412	353	44
宮崎	7	20	224	194	-	66	70	24
鹿児島	42	214	276	1,380	96	267	506	187

区 分	海面養殖							
	魚類養殖			かき類 養殖	その他の 貝類養殖	わかめ類 養殖	のり類 養殖	真珠養殖
	まだい 養殖	とらふぐ 養殖	その他の 魚類養殖					
全 国	615	150	399	2,698	696	2,915	2,698	474
九 州 平. 30	236	128	...	513	237	251	1,778	114
令. 5	206	91	170	423	162	167	1,449	101
対前回増減率 (%)	△ 12.7	△ 28.9	nc	△ 17.5	△ 31.6	△ 33.5	△ 18.5	△ 11.4
福岡	-	-	1	93	-	26	439	1
佐賀	10	6	8	76	11	11	598	7
長崎	73	53	71	176	69	70	10	64
熊本	36	13	27	18	28	14	296	14
大分	12	14	20	30	13	7	7	10
宮崎	18	2	18	11	4	1	-	-
鹿児島	57	3	25	19	37	38	99	5

注：令和 5 年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たな調査項目として設定したことから、前回値を「…」とし、対前回増減比は計算不能（nc）としました。

ウ 漁獲物・収獲物の販売金額規模別をみると、100万円未満が5,210経営体で最も多く、次いで100～500万円未満が5,177経営体、500～1,000万円未満が1,760経営体で、5年前に比べそれぞれ1,232経営体(19.1%)、1,525経営体(22.8%)、211経営体(10.7%)減少しました。

このように2億円未満の階層では5年前に比べ全て減少した一方、2億円以上は各階層とも前回並み又は増加となりました。

表4 漁獲物・収獲物の販売金額規模別経営体数

単位：経営体

区 分	計	100万円 未満	100～ 500	500～ 1,000	1,000～ 2,000
全 国	65,652	19,960	21,730	9,280	5,912
九州 平 . 30	18,801	6,442	6,702	1,971	1,017
令 . 5	15,168	5,210	5,177	1,760	931
対前回増減率(%)	△ 19.3	△ 19.1	△ 22.8	△ 10.7	△ 8.5
福 岡	2,008	441	719	317	220
佐 賀	1,317	225	410	128	134
長 崎	4,805	1,622	1,797	659	283
熊 本	2,166	996	608	149	77
大 分	1,506	426	690	215	61
宮 崎	812	200	321	75	44
鹿 児 島	2,554	1,300	632	217	112

区 分	2,000～ 5,000	5,000～ 2億円	2億円～ 5億円	5億円～ 10億円	10億円 以上
全 国	4,870	2,903	659	187	151
九州 平 . 30	1,640	786	152	60	31
令 . 5	1,087	716	181	60	46
対前回増減率(%)	△ 33.7	△ 8.9	19.1	0.0	48.4
福 岡	253	52	4	2	-
佐 賀	338	81	-	-	1
長 崎	205	143	59	17	20
熊 本	146	168	12	6	4
大 分	36	45	21	8	4
宮 崎	45	81	38	5	3
鹿 児 島	64	146	47	22	14

注：「100万円未満」は、「販売金額なし」を含みます。

(2) 漁業就業者

漁業就業者数は、2万9,514人で、5年前に比べ7,458人（20.2%）減少しました。
年齢階層別にみると、ほとんどの階層で減少しましたが、70～74歳は5年前に比べ51人（1.3%）増加しました。

表5 年齢階層別漁業就業者数

単位：人

区 分	計	15～29歳	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳以上
全 国	121,230	8,691	12,932	17,296	21,622	13,175	14,074	15,388	18,052
九 州 平 30	36,972	2,271	3,662	4,860	7,053	5,001	5,416	3,852	4,857
令 5	29,514	2,049	2,850	4,038	5,216	3,364	3,851	3,903	4,243
対前回増減率(%)	△ 20.2	△ 9.8	△ 22.2	△ 16.9	△ 26.0	△ 32.7	△ 28.9	1.3	△ 12.6
福 岡	3,913	302	437	628	777	391	395	448	535
佐 賀	2,965	236	386	464	642	358	318	302	259
長 崎	9,209	589	751	1,102	1,609	1,144	1,311	1,315	1,388
熊 本	4,118	210	336	521	669	452	577	593	760
大 分	2,508	118	208	295	373	267	335	411	501
宮 崎	1,996	262	209	308	317	209	245	237	209
鹿 児 島	4,805	332	523	720	829	543	670	597	591

(3) 漁船

ア 漁船の総隻数は2万7,157隻で、5年前に比べ6,506隻（19.3%）減少しました。
無動力船、船外機付漁船、動力漁船のいずれも5年前に比べ減少しました。

表6 漁船種類別隻数

単位：隻

区 分	計	無動力船	船外機付 漁船	動力漁船
全 国	109,247	2,436	47,923	58,888
九 州 平 30	33,663	2,354	11,260	20,049
令 5	27,157	1,628	8,690	16,839
対前回増減率(%)	△ 19.3	△ 30.8	△ 22.8	△ 16.0
福 岡	3,767	143	1,334	2,290
佐 賀	3,911	1,069	1,147	1,695
長 崎	7,908	73	2,637	5,198
熊 本	4,006	235	1,509	2,262
大 分	2,430	28	786	1,616
宮 崎	1,212	8	182	1,022
鹿 児 島	3,923	72	1,095	2,756

イ 販売金額1位の漁業種類別動力漁船隻数は、その他の釣が2,698隻で最も多く、次いでり類養殖1,970隻、その他の刺網1,804隻、その他の漁業1,169隻、ぶり類養殖1,084隻の順となっています。

表7 販売金額1位の漁業種類別動力漁船隻数（九州での主要漁業種類別）

単位：隻

区 分		計 (実数)	底びき網	船びき網	まき網	刺網	小型定置網	その他の 網漁業	はえ縄
			小型 底びき網		中・小型 まき網	その他の 刺網			その他の はえ縄
全 国		58,888	5,357	3,968	1,012	6,618	1,870	1,348	1,545
九 州 平 30		20,049	1,051	1,024	633	2,305	672	378	799
令 5		16,839	733	757	508	1,804	533	485	605
対 前 回 増 減 率 (%)		△ 16.0	△ 30.3	△ 26.1	△ 19.7	△ 21.7	△ 20.7	28.3	△ 24.3
福 岡		2,290	128	100	38	258	53	48	65
佐 賀		1,695	24	31	-	144	31	62	44
長 崎		5,198	244	141	267	483	220	83	290
熊 本		2,262	61	97	35	235	45	155	89
大 分		1,616	196	137	51	183	59	39	32
宮 崎		1,022	27	87	64	183	49	1	43
鹿 児 島		2,756	53	164	53	318	76	97	42

区 分		釣				潜水器漁業	採貝・採藻	その他の 漁業	海面養殖
		沿岸かつお 一本釣	沿岸いか釣	ひき縄釣	その他の釣				魚類養殖
									ぶり類 養殖
全 国		247	2,155	2,475	8,125	548	2,736	4,935	1,594
九 州 平 30		22	1,192	918	3,654	158	850	1,268	1,186
令 5		26	888	1,022	2,698	164	646	1,169	1,084
対 前 回 増 減 率 (%)		18.2	△ 25.5	11.3	△ 26.2	3.8	△ 24.0	△ 7.8	△ 8.6
福 岡		-	73	209	215	45	174	253	-
佐 賀		-	113	19	74	1	52	64	13
長 崎		7	604	465	861	12	221	368	154
熊 本		3	21	97	394	6	62	221	73
大 分		-	12	21	368	63	88	136	136
宮 崎		6	7	121	85	-	8	12	114
鹿 児 島		10	58	90	701	37	41	115	594

区 分		海面養殖							
		魚類養殖			かき類 養殖	その他の 貝類養殖	わかめ類 養殖	のり類 養殖	真珠養殖
		まだい 養殖	とらふぐ 養殖	その他の 魚類養殖					
全 国		894	202	178	1,947	128	660	3,285	662
九 州 平 30		256	209	...	267	50	74	1,965	212
令 5		201	131	76	271	31	45	1,970	198
対 前 回 増 減 率 (%)		△ 21.5	△ 37.3	nc	1.5	△ 38.0	△ 39.2	0.3	△ 6.6
福 岡		-	-	-	88	-	7	531	-
佐 賀		9	12	5	57	-	4	913	16
長 崎		55	98	31	96	6	19	5	116
熊 本		91	17	11	10	13	6	463	36
大 分		8	2	16	10	5	-	-	10
宮 崎		15	-	11	5	3	1	-	-
鹿 児 島		23	2	2	5	4	8	58	20

注：令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たな調査項目として設定したことから、前回値を「…」とし、対前回増減比は計算不能（nc）としました。

(4) 漁業経営の取組

ア 漁獲・収穫した水産物の輸出

海外向けに出荷（輸出）とは、調査期日前1年間に自ら漁獲・収穫した水産物を海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合又は輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売業者等に出荷した場合をいいます。

なお、輸出を目的としていなかったが、出荷先において輸出されたことを確認した場合も含まれます。

海外向けに出荷（輸出）した漁業経営体は246経営体で、全体の1.6%となっています。

このうち、海外向けに出荷（輸出）した販売金額又は数量を把握している漁業経営体は91経営体で、全体の0.6%となっています。

表8 漁獲・収穫した水産物の輸出の取組状況（複数回答）

単位：経営体

区 分	計	海外向けに出荷（輸出）を行っている（複数回答）			海外向けに出荷（輸出）していない
		小計（実数）	販売金額又は数量を把握している	販売金額又は数量を把握していない	
全 国	65,652	2,045	394	1,652	63,607
九 州 平 30	18,801	...	...	...	...
令 5	15,168	246	91	155	14,922
対 前 回 増 減 率 (%)	△ 19.3	nc	nc	nc	nc
福 岡	2,008	18	2	16	1,990
佐 賀	1,317	39	20	19	1,278
長 崎	4,805	69	31	38	4,736
熊 本	2,166	13	7	6	2,153
大 分	1,506	45	8	37	1,461
宮 崎	812	7	2	5	805
鹿 児 島	2,554	55	21	34	2,499

イ 水産エコラベル認証の取得

水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるように商品ラベルを表示する仕組みをいいます。

調査期日現在で自営漁業において取得している場合に加え、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で取得している場合も含まれます。

水産エコラベル認証を取得している漁業経営体は95経営体で、全体の0.6%となっています。

このうち、MEL（Marine Eco-Label Japan）の認証を取得している漁業経営体は76経営体で、全体の0.5%となっています。

表9 水産エコラベル認証の取得状況（複数回答）

単位：経営体

区 分	計	取得している（複数回答）							取得 して いない
		小計 (実数)	M E L	M S C	A S C	B A P	Alaska RFM	GLOBAL G. A. P	
全 国	65,652	2,154	1,768	242	189	5	1	-	63,498
九 州 平 30	18,801	...	...	...	...	...	...	...	...
令 5	15,168	95	76	13	12	-	-	-	15,073
対前回増減率(%)	△ 19.3	nc	nc	nc	nc	nc	nc	nc	nc
福 岡	2,008	-	-	-	-	-	-	-	2,008
佐 賀	1,317	3	3	-	-	-	-	-	1,314
長 崎	4,805	3	3	-	-	-	-	-	4,802
熊 本	2,166	18	17	1	1	-	-	-	2,148
大 分	1,506	6	6	-	-	-	-	-	1,500
宮 崎	812	14	3	11	1	-	-	-	798
鹿 児 島	2,554	51	44	1	10	-	-	-	2,503

ウ 漁業共済の加入

漁業共済とは、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補填することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいいます。

- ・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- ・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

積立ぷらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいいます。

漁業共済に加入している漁業経営体は5,569経営体で、全体の36.7%となっています。

このうち、積立ぷらすに加入している漁業経営体は4,248経営体で、全体の28.0%となっています。

表10 漁業共済の加入状況

単位：経営体

区 分	計	漁業共済に加入している			漁業共済に加入していない
		小計	積立ぷらすに加入している	積立ぷらすに加入していない	
全 国	65,652	28,914	20,982	7,932	36,738
九 州 平 30	18,801	...	...	...	...
令 5	15,168	5,569	4,248	1,321	9,599
対前回増減率(%)	△ 19.3	nc	nc	nc	nc
福 岡	2,008	965	852	113	1,043
佐 賀	1,317	701	643	58	616
長 崎	4,805	1,652	1,242	410	3,153
熊 本	2,166	602	363	239	1,564
大 分	1,506	328	152	176	1,178
宮 崎	812	500	386	114	312
鹿 児 島	2,554	821	610	211	1,733

2 内水面漁業

(1) 内水面漁業経営体

内水面漁業経営体とは、共同漁業権の在する天然の湖沼その他の湖沼（以下「湖沼」といいます。）における水産動植物の採捕の事業、又は内水面における養殖の事業を、調査期日前1年間に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所のことをいいます。

なお、内水面における養殖とは、内水面において計画的かつ継続的に給餌又は施肥を行い、養殖用又は放流用の種苗若しくは成魚を養成することをいいます。

九州の内水面漁業経営体数は306経営体で、5年前に比べ26経営体（7.8%）減少しました。このうち養殖業を営んだ経営体は305経営体となっており、営んだ養殖種類別には、食用のうなぎが123経営体で最も多く、次いで食用のその他のさけ・ます類52経営体、食用のにじます29経営体、観賞用の錦ごい27経営体の順となっています。

表 11 内水面漁業経営体数と営んだ養殖種類別経営体数
(複数回答・九州での主要養殖種類別)

単位：経営体

区 分	経営体数 (実数)	養殖業を営 んだ経営体	食用				
			計 (実数)	にじます	その他のさ け・ます類	あゆ	こい
全 国	4,077	2,266	1,566	287	450	135	94
九 州 平 30	332	327	265	31	58	25	18
令 5	306	305	251	29	52	21	10
対前回増減率(%)	△ 7.8	△ 6.7	△ 5.3	△ 6.5	△ 10.3	△ 16.0	△ 44.4
福 岡	35	35	20	－	3	1	2
佐 賀	10	10	7	－	1	－	－
長 崎	16	16	9	－	3	－	－
熊 本	65	64	44	12	24	5	1
大 分	35	35	31	3	12	6	1
宮 崎	76	76	74	8	9	7	3
鹿 児 島	69	69	66	6	－	2	3

区 分	食用（つづき）			種苗用 計 (実数)	観賞用		
	うなぎ	すっぽん	その他		計 (実数)	錦ごい	その他
全 国	398	44	314	327	605	392	241
九 州 平 30	127	27	28	19	53	34	29
令 5	123	19	23	28	47	27	25
対前回増減率(%)	△ 3.1	△ 29.6	△ 17.9	47.4	△ 11.3	△ 20.6	△ 13.8
福 岡	10	1	2	2	13	12	2
佐 賀	3	3	－	1	2	1	1
長 崎	2	4	－	1	7	5	2
熊 本	7	4	2	8	20	6	18
大 分	6	5	2	5	3	3	－
宮 崎	40	1	16	9	－	－	－
鹿 児 島	55	1	1	2	2	－	2

3 流通加工業

(1) 魚市場の状況

魚市場とは、調査期日前1年間に漁船による水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船による直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいいます。

九州の魚市場数は121市場で、5年前に比べ11市場（8.3%）減少しました。

水産物の年間取扱数量及び金額は68万4,270トン、2,968億8,612万円で、5年前に比べ、数量は8万3,411トン（10.9%）減少しましたが、金額は320億3,393万円（12.1%）増加しました。

なお、活魚の年間取扱数量は3万7,800トンで、5年前に比べ1万4,206トン（27.3%）減少し、金額は424億9,263万円で、52億6,684万円（11.0%）減少しました。

表 12 魚市場数と調査期日前1年間の水産物取扱数量と金額

区 分	魚市場数	数量					金額		
		合計	活魚	水揚量	搬入量	輸入品	合計	活魚	輸入品
	市場	t	t	t	t	t	万円	万円	万円
全 国	755	4,252,139	108,224	2,749,623	1,502,516	129,500	257,957,050	13,258,550	18,504,780
九 州	132	767,681	52,006	535,304	232,377	19,580	26,485,219	4,775,947	1,893,049
令 5	121	684,270	37,800	474,652	209,618	21,621	29,688,612	4,249,263	2,538,188
対前回増減率(%)	△ 8.3	△ 10.9	△ 27.3	△ 11.3	△ 9.8	10.4	12.1	△ 11.0	34.1
福 岡	9	92,163	10,166	21,997	70,166	16,316	8,346,899	1,408,638	2,055,814
佐 賀	5	35,935	402	25,635	10,300	495	1,413,166	63,265	42,992
長 崎	19	261,937	4,545	194,161	67,776	-	6,556,492	700,465	-
熊 本	12	46,910	10,927	18,772	28,138	-	2,884,235	1,233,649	-
大 分	19	22,076	2,158	13,729	8,347	1,312	1,651,853	284,304	186,338
宮 崎	17	67,758	2,646	59,876	7,882	414	2,641,673	346,026	69,587
鹿 児 島	40	157,491	6,956	140,482	17,009	3,084	6,194,294	212,916	183,457

(2) 冷凍・冷蔵工場の状況

冷凍・冷蔵工場とは、陸上において主機 7.5kW（10馬力）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、調査期日前1年間に水産物を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所をいいます。

なお、水産物を取り扱わない事業所、「のり」の冷凍網のみを保蔵する事業所及び水産物を短期間保蔵することを目的とした魚小売店の冷蔵庫等は含みません。

九州の冷凍・冷蔵工場数は662工場で、5年前に比べ81工場（10.9%）減少しました。従業者数は1万9,677人で5年前に比べ326人（1.7%）増加しました。

表 13 冷凍・冷蔵工場数及び従業者数

単位：工場、人

区 分	冷凍・冷蔵 工場数	従業者数			
		計	外国人	男	女
全 国	4,028	128,454	16,639	64,242	64,212
九 州 平 30	743	19,351	1,423	8,769	10,582
令 5	662	19,677	1,781	9,570	10,107
対前回増減率(%)	△ 10.9	1.7	25.2	9.1	△ 4.5
福 岡	98	4,128	290	1,989	2,139
佐 賀	57	3,291	584	1,457	1,834
長 崎	152	3,188	185	1,604	1,584
熊 本	72	3,081	233	1,466	1,615
大 分	74	1,424	175	583	841
宮 崎	85	2,003	104	1,045	958
鹿 児 島	124	2,562	210	1,426	1,136

(3) 水産加工場の状況

水産加工場とは、販売を目的として調査期日前1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいいます。

水産加工場数は1,195工場で、5年前に比べ232工場(16.3%)減少しました。

営んだ加工種類別にみると、ねり製品が292工場で最も多く、次いで、その他の食用加工品(からしめんたいこ・いかの塩辛等)が250工場、塩干品が201工場となっています。

表 14 水産加工場数及び営んだ加工種類別工場数(複数回答)

単位：工場

区 分	水産加工場 数(実数)	缶・びん詰	焼・味付 のり	寒天	油脂	飼肥料	ねり製品	冷凍食品
全 国	5,944	164	298	25	22	94	881	1,002
九 州 平 30	1,427	22	53	-	3	20	367	130
令 5	1,195	23	57	-	2	22	292	161
対前回増減率(%)	△ 16.3	4.5	7.5	nc	△ 33.3	10.0	△ 20.4	23.8
福 岡	150	3	17	-	-	1	43	16
佐 賀	91	2	14	-	-	6	14	9
長 崎	320	6	3	-	-	5	85	51
熊 本	165	3	21	-	-	3	43	21
大 分	93	3	2	-	-	-	18	17
宮 崎	107	1	-	-	-	1	22	15
鹿 児 島	269	5	-	-	2	6	67	32

区 分	素干し品	塩干品	煮干し品	塩蔵品	くん製品	節製品	その他の食 用加工品	生鮮冷凍 水産物
全 国	333	1,165	811	568	146	438	1,707	1,210
九 州 平 30	75	277	236	72	16	140	397	204
令 5	44	201	172	76	8	112	250	171
対前回増減率(%)	△ 41.3	△ 27.4	△ 27.1	5.6	△ 50.0	△ 20.0	△ 37.0	△ 16.2
福 岡	-	23	3	20	2	7	41	14
佐 賀	6	12	6	9	1	-	24	18
長 崎	19	67	64	19	3	9	60	47
熊 本	3	14	23	5	-	24	41	19
大 分	9	27	23	-	-	1	24	10
宮 崎	5	20	26	12	-	8	22	21
鹿 児 島	2	38	27	11	2	63	38	42

【調査の概要】

1 調査の目的

漁業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である漁業構造統計を作成するための調査）として、我が国の漁業の生産構造、就業構造、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を把握し、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することが目的です。

2 調査の根拠法令

漁業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 9 条第 1 項に基づく総務大臣の承認を受けた基幹統計調査（基幹統計である漁業構造統計を作成するための調査）として実施しており、これに加え、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）及び平成 15 年 5 月 20 日農林水産省告示第 776 号（漁業センサス規則第 5 条第 2 項第 1 号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づいて実施しています。

3 調査体系

海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の 3 つの調査で構成されています。

	調査の種類	調査の系統
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査対象
	海面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員）－調査対象
	内水面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
流通加工調査	魚市場調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員）－調査対象

地方組織とは、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターをいう。

4 調査の対象

調査対象は、次に掲げる全国の漁業経営体、漁業協同組合、魚市場及び水産加工場並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所です。

1. 海面漁業調査

海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含みます。）に沿う市区町村、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 138 条第 5 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体及びこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって、農林水産大臣が必要と認める漁業経営体並びに沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 2 条に規定する漁業協同組合（水産業協同組合法第 18 条第 2 項の内水面組合（以下同じ。）を除きます。）をいいます。）を対象とします。

2. 内水面漁業調査

次の各号に掲げる漁業経営体及び内水面組合を対象とします。

- (1) 共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体
- (2) 内水面において養殖の事業を営む漁業経営体

3. 流通加工調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった魚市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第 1 次段階の取引を行った魚市場、陸上において主機 7.5kW（10

馬力)以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物(のり冷凍網を除く。)を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所(冷蔵・冷蔵工場)及び販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所(水産加工場)を対象とします。

なお、この調査の対象となる事業所を代表する者(報告者)は調査票に掲げる事項について報告することが統計法第13条(報告義務)で義務付けられています(漁業センサス規則第10条参照)。

5 抽出方法

1. 海面漁業調査

令和5年の11月1日現在の海面漁業に係る全ての漁業経営体及び漁業協同組合。

2. 内水面漁業調査

令和5年の11月1日現在の内水面漁業に係る全ての漁業経営体及び内水面組合。

3. 流通加工調査

令和6年の1月1日現在の全ての魚市場並びに水産加工業及び冷凍・冷蔵施設を営む事業所。

6 調査事項

1. 海面漁業調査

(1) 漁業経営体調査

- ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況
- イ 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

2. 内水面漁業調査

(1) 内水面漁業経営体調査

- ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況
- イ 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

3. 流通加工調査

(1) 魚市場調査

- ア 魚市場の施設及び取扱高
- イ その他魚市場の現況を把握するために必要な事項

(2) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

- ア 事業内容
- イ 従業者数
- ウ その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項

7 調査の時期

1. 調査期日

令和5年11月1日現在(一部の項目については、過去1年間(令和4年11月1日から令和5年10月31日)の実績)(流通加工調査は令和6年1月1日現在(一部の項目については、令和5年11月1日現在又は過去1年間(令和5年1月1日から令和5年12月31日)の実績))(5年周期)

2. 調査票の配布・回収

(1) 漁業経営体調査

調査票の配布：令和5年10月1日から

調査票の回収：令和 5 年 11 月 30 日まで

(2) 内水面漁業経営体調査

調査票の配布：令和 5 年 10 月 1 日から

調査票の回収：令和 5 年 11 月 30 日まで

(3) 魚市場調査

調査票の配布：令和 5 年 12 月 1 日から

調査票の回収：令和 6 年 1 月 31 日まで

(4) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

調査票の配布：令和 5 年 12 月 1 日から

調査票の回収：令和 6 年 1 月 31 日まで

※地域によって調査票の配布日及び回収期限が、上記期間内において異なります。

8 調査の方法

1. 海面漁業調査

(1) 漁業経営体調査

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行いました。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能としました。

また、調査対象から面接聞き取りによる調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとっております。

2. 内水面漁業調査

(1) 内水面漁業経営体調査

農林水産省が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、地方組織が郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行いました。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、統計調査員又は職員が回収する方法により行いました。

3. 流通加工調査

(1) 魚市場調査

民間事業者が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行いました。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、民間事業者の調査員が回収する方法により行いました。

(2) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

農林水産省が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、地方組織が郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行いました。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、統計調査員又は職員が回収する方法により行いました。

9 集計・推計方法

1. 集計の実施系統

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室において行いました。

2. 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行いました。

なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

(1) 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

(2) (1) 以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象としました。

10 用語等の解説

(1) 漁業経営体調査

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいいます。
漁業経営体	調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいいます。 ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除きます。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいいます。
個人経営体	漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいいます。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいいます。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいいます。 なお、特例有限会社は株式会社に含みます。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」といいます。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」といいます。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」といいます。）をいいます。 なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除きます。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいいます。
共同経営	2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいいます。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいいます。
漁業層	
沿岸漁業層	経営体階層の漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいいます。
海面養殖層	経営体階層の海面養殖の各階層を合わせたものをいいます。
中小漁業層	経営体階層の動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいいます。
大規模漁業層	経営体階層の動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいいます。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの（54種類。具体的には以下の種類をいいます。）

	底びき網（遠洋底びき網、以西底びき網、沖合底びき網（1そうびき、2そうびき）、小型底びき網）、船びき網、まき網（大中型まき網（1そうまき遠洋かつお・まぐろ、1そうまきその他、2そうまき）、中・小型まき網）、刺網（さけ・ます流し網、かじき等流し網、その他の刺網）、さんま棒受網、大型定置網、さけ定置網、小型定置網、その他の網漁業、はえ縄（遠洋まぐろはえ縄、近海まぐろはえ縄、沿岸まぐろはえ縄、その他のはえ縄）、釣（遠洋かつお一本釣、近海かつお一本釣、沿岸かつお一本釣、遠洋・近海いか釣、沿岸いか釣、ひき縄釣、その他の釣）、小型捕鯨、潜水器漁業、採貝・採藻、その他の漁業、海面養殖（魚類養殖（ぎんざけ養殖、にじます養殖、その他のさけ・ます養殖、ぶり類養殖、またい養殖、ひらめ養殖、とらふぐ養殖、くるまぐろ養殖、その他の魚類養殖）、ほたてがい養殖、かき類養殖、その他の貝類養殖、くるまえび養殖、ほや類養殖、その他の水産動物類養殖、こんぶ類養殖、わかめ類養殖、のり類養殖、その他の海藻類養殖、真珠養殖、真珠母貝養殖）
営んだ漁業種類	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいいます。
漁獲物・収穫物の販売金額	漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含みます。）をいいます。 なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含みません。
漁業就業者	満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいいます。
漁船	調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかにも付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含みます。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除きます。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定しています。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいいます。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船としました。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいいます。 なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船としました。
漁獲・収穫した水産物の輸出	調査期日前1年間の自営漁業における漁獲物・収穫物のうち、海外仕入向けの出荷状況をいいます。 「海外向けに出荷（輸出）している」は、以下のいずれかに該当する場合をいいます。 ① 自ら漁獲・収穫した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパー等の小売業者

水産エコラベル認証

や消費者等に直接出荷（輸出）した場合

- ② 自ら漁獲・収獲した水産物を、輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合（輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含みます。）

水産資源の持続的利用や環境に配慮した漁業・養殖業の確認を目的として、水産資源の持続的利用、環境や生態系の保全に配慮した管理を積極的に行っている漁業・養殖業の生産者と、そのような生産者からの水産物を加工・流通している事業者に対して認証するものをいいます。

- ア MEL（日本；漁業・養殖）
Marine Eco-Label Japan
（水産エコラベル例）



- イ MSC（英国；漁業）
Marine Stewardship Council
（水産エコラベル例）



- ウ ASC（オランダ；養殖）
Aquaculture Stewardship Council
（水産エコラベル例）



- エ BAP（アメリカ；養殖）
Best Aquaculture Practices
（水産エコラベル例）



オ Alaska RFM (アメリカ ; 漁業)
 Certified Seafood Collaborative
 (水産エコラベル例)



漁業共済

漁業共済とは、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいいます。

- ・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- ・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

なお、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で加入している場合も含まれます。

積立ぶらす

積立ぶらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいいます。

(2) 内水面漁業経営体調査

内水面漁業

内水面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を除く。以下同じ。）において営む漁業のことをいいます。

内水面漁業経営体

共同漁業権の在する天然の湖沼その他の湖沼（以下「湖沼」といいます。）における水産動植物の採捕の事業、又は内水面における養殖の事業を、調査期日前1年間に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所のことをいいます。

なお、内水面における養殖とは、内水面において計画的かつ継続的に給餌又は施肥を行い、養殖用又は放流用の種苗若しくは成魚を養成することをいいます。

漁業種類

湖沼漁業経営体が行った以下の漁業種類（11種類）をいいます。

- ①網漁業（5種類）：底びき網・船びき網、刺網、定置網、投網、その他の網漁業
- ②その他の漁業（4種類）：釣・はえ縄、採貝・採藻、籠類、その他の漁業
- ③養殖業（2種類）：魚類養殖、その他の養殖

養殖種類	内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類（18種類）をいいます。 ① 食用（11種類）：にじます、その他のさけ・ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、すっぽん、海水魚種（にじます、その他のさけ・ます類、その他）、その他 ② 種苗用（4種類）：さけ・ます類、あゆ、こい、その他 ③ 観賞用（2種類）：錦ごい、その他 ④ 真珠（1種類）：真珠
営んだ養殖種類	調査期日前1年間にを行った全ての養殖種類をいいます。
(3) 魚市場調査	
魚市場	調査期日前1年間に漁船による水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船による直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいいます。
(4) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査	
冷凍・冷蔵工場	陸上において主機7.5kW（10馬力）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、調査期日前1年間に水産物を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所をいいます。 なお、水産物を取り扱わない事業所、「のり」の冷凍網のみを保蔵する事業所及び水産物を短期間保蔵することを目的とした魚小売店の冷蔵庫等は含みません。
水産加工場	販売を目的として調査期日前1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいいます。
常時従業者	以下の①～④のいずれかに該当する者をいいます。 ① 個人事業主及び無給の家族従業者 ② 有給の役員（役員報酬の賃金・給与体系の者） ③ 雇用者（賃金・給与（現物支給を含む）を支給されている者） ④ 出向・派遣受入者 なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含みません。

11 利用上の注意

1. 表章記号

統計表中に使用した記号は次のとおりです。

「0」：単位に満たないもの

「―」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

2. 消費税の扱い

本調査の販売金額等の金額に関する調査結果には消費税が含まれています。

12 調査結果の主な利活用

1. 総務省が行う「地方交付税法」（昭和 25 年法律第 211 号）に基づく普通交付税の水産行政費（経常経費、投資的経費）の算定の際に利用
2. 「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する交付金の算定の際に利用
3. 都道府県、市区町村における、水産施策の企画・立案の基礎資料に活用
4. 各種水産統計調査の母集団情報として利用

13 その他

本資料の数値は概数値であり、確定した詳細な数値は農林水産省ホームページに掲載（令和 6 年 12 月頃を予定）します。

【ホームページ掲載案内】

九州農政局ホームページ＞政策・統計情報＞統計情報

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/toukei/index.html>

九州農政局ホームページアドレス

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/>

お問い合わせ先

◎本統計調査結果について

九州農政局 統計部 経営・構造統計課

電話：（代表）096-211-9111 内線4990

（直通）096-300-6544

◎農林水産統計全般について

九州農政局 統計部 統計企画課 企画係

電話：（代表）096-211-9111 内線4923

（直通）096-300-6540



5年に1度の一斉調査

2025年農林業センサス（令和7年2月1日現在）を実施します。

調査期間

令和6年12月中旬～令和7年2月末

令和7年1月中旬～令和7年2月末

令和7年10月上旬～令和7年12月末

農林業経営体調査

農山村地域調査（市区町村調査）

農山村地域調査（農業集落調査）

円滑な調査の実施に向けて、ご協力をお願いいたします。

また、調査票はオンラインによる回答も可能です。

